

情報通信審議会 情報通信技術分科会 ITU 部会
地上業務委員会（第 80 回） 議事概要

1 日 時

令和 5 年 10 月 5 日（木）16:00～16:56

2 場 所

Web 会議

3 出 席 者（敬称略、順不同）

[委員・専門委員]

三瓶 政一（主査：大阪大学）、辻 宏之（主査代理；情報通信研究機構）、足立 朋子（東芝）、新 博行（NTTドコモ）、飯塚 留美（マルチメディア振興センター）、大坂 亮二（楽天モバイル）、大槻 秀夫（日本無線）、上村 治（ソフトバンク）、斉藤 佳子（パナソニック コネクト）、坂本 信樹（日本電信電話）、袖 美樹子（新居浜工業高等専門学校）、西岡 誠治（電波産業会）、増田 浩代（富士通）

[関係者]

三留 隆弘（スカパーJSAT）、本多 美雄（エリクソン・ジャパン）

[事務局]

総務省移動通信課新世代移動通信システム推進室 増子室長、吉積課長補佐、重成係長、東係長、柴田官
基幹・衛星移動通信課 和田課長補佐、新井係長、佐伯係長
基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 石黒主査

4 配 付 資 料

資料地-80-1	地上業務委員会（第78回）議事概要（案）
資料地-80-2	地上業務委員会（第79回）議事概要（案）
資料地-80-3	RA-23への日本寄与文書（案）
資料地-80-4	RA-23への対処方針案（SG5関連）
参考資料1	RA-23の開催案内
参考資料2	RA-23会合の日本代表団一覧（SG5）
参考資料3	地上業務委員会 構成員名簿

5 議 事 概 要

（1） 地上業務委員会（第 78 回、第 79 回）議事概要について

【資料地－80－1、80－2】

地上業務委員会（第78回、第79回）の議事概要について事務局から説明があり、意見等がある場合は、本日10月5日（木）中に事務局に連絡することとされた。

(2) RA-23 への日本寄与文書案について

【資料地－80－3】

事務局から、RA-23への日本寄与文書案は計3件であるとの説明があった。

【資料地－80－3－1】

「RNSS(宇宙から地球)を保護するためのアマチュア及びアマチュア衛星局における1240-1300MHz帯の使用に関する技術及び運用上の手段のガイダンス」について、スカパーJSATの三留氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

足立構成員 寄書のBackground 5段落目に記載の「Even if」は、事実という意味で記載するのであれば、「Even though」や「Although」という表現にしては如何。

三留氏 本寄書はフランスが作成し、現在、関係各国へ合同提案に加わるか働きかけている状態である。そのため、今後、校正等の見直しが発生する可能性がある。ご指摘いただいた意見についても、フランス側に伝える。

新構成員 今回の手続きは異例だが、我が国として手続きを行う十分な理由はあるか。また、本寄書について承認される可能性が低いが、それでも提出すべきであるか。

三留氏 前 SG5 会合では 2 日間の開催で十分に議論する時間がなく妥協された部分があり、5 日間開催される RA では他の妥協案を見つけていくためにも提出すべきである。

新構成員 前 SG5 会合の議論で、今回の手続きが認められない旨のコメントはなかったか。同じ議論が RA でもされるのではないか。

三留氏 前 SG5 会合での反対意見は、手続き上の意見ではなく、RNSS を所掌する WP4C の意見が反映されているか確認ができないという意見であった。RA では SG や WP という括りが無いため、反対された観点での問題はなくなる。

新構成員 了。

三瓶主査 議論の根幹として、本寄書はなぜ RA で議論すべきなのか。

三留氏 当初、WP5A 会合で議論していたがまとまらず、SG5 会合での承認を目指した。その SG5 会合でも合意されなかったため、SG5 や WP5A から RA への情報提供が提案されたが、その提案にも反対の意見があった。WRC-23 議題でもあるため、WRC-23 までに勧告を作成する

ことが望ましいこと、一カ国の提案より複数国の提案がより望ましいことから、日本も本寄書に連名して RA へ入力し、議論すべきである。

三瓶主査 本来、WP で議論され、SG5 を通して RA に上程される階層構造になると考えるが、今回は WP や SG5 で承認されていない議題を、上位会合の RA で議論する理由はあるか。

三留氏 議論のまとまらなかった理由の一つである WP4C を含めた議論が RA では可能なためである。

三瓶主査 了。

【資料地－80－3－2】

「決議 ITU-R56-2 (IMTの名称) の改定の提案」について、エリクソン・ジャパンの本多氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

三瓶主査 手続き上、合意が得られなかった理由は如何。

本多氏 決議 1 には、最終的に決議または決議の改定案を承認する会合は RA であるとの記載はあるものの、SG が採択して RA に上程すると明記はなく、SG の役割に関して曖昧であり、前回の SG5 会合では承認されず、さらに改定案を RA へ提出すべきではないという意見があったため、SG5 からは提出されないと想定される。

三瓶主査 提出するか否かは SG5 事務局が判断し、示すべきではないか。

新構成員 前回の SG5 会合の参加者は説明を求めたが、SG5 の議長からは明確な発言はなく、情報扱いで提出されるか、もしくは、テキストを具体的に示して提出されるかは不透明であった。また、各国から提出することが望ましいという議論もあったため、安全策として日本から提出しておくことが望ましい。

三瓶主査 了。

【資料地－80－3－3】

「決議 ITU-R 65 (IMT-2020およびIMT-2030の将来開発プロセスの原則) の改定案」について、エリクソン・ジャパンの本多氏から説明がなされ、以下の質疑応答の後、承認された。

三瓶主査 本寄書は共同提案だが、どの国が提出するのか。

本多氏 作成、提出ともに日本が行う。

三瓶主査 了。

(3) RA-23 への対処方針案 (SG5 関連) について

【資料地－80－4】

RA-23の対処方針（案）について、事務局から説明が行われ、特に質疑なく承認された。

（4） その他

参考資料について、事務局から説明があった。

以上